

特定非営利活動法人さくら
ケアスクールさくら 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下「当法人」という）が実施する。

埼玉県鴻巣市宮前588番地2

特定非営利活動法人さくら

理事長 秋谷 勝

（目的）

第2条 この研修事業は、高齢者の多様化する介護ニーズに対応した適切な介護サービスを提供することができるよう、専門職として必要な基本姿勢、知識、技術等を習得し地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

NPO法人さくら介護福祉士実務者研修 ケアスクールさくら（通信課程）

（研修会場）

第5条 試験及び演習会場は、次のとおりとする。

埼玉県鴻巣市宮前588番地2

ケアスクールさくら

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- （1）当法人が設置する教室に通学が可能であり、介護福祉士の資格取得を希望する者
- （2）心身ともに健全である者
- （3）介護職員として、より深い知識や技術の獲得を目指す者

（研修期間・定員及び対象地域）

第7条 当法人の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間は6ヶ月とする。但し、有資格者は次のとおり短縮することができる。

研修期間	定員	学級数	対象地域
無資格 6月 (有資格および研修修了) 訪問介護員養成研修 1級課程 1月 訪問介護員養成研修 2級課程 3月 介護職員初任者研修 修了者 3月 訪問介護員養成研修 3級課程 6月 介護職員基礎研修課程 1月 認知症介護実践者研修 修了者 6月 喀痰吸引等研修 修了者 6月	12名	5学級	全国

(入学時期)

第8条 入学時期は、毎年、1月、4月、6月、9月、11月とする。

(休業日)

第9条 次に掲げる日には、授業は行わない。

(1) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当法人が認める日

(受講料)

第10条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講時間数	受講料
① 無資格者	450	165,000
②訪問介護員養成3級課程修了者	420	145,000
③認知症実践者研修修了者	420	145,000
④喀痰吸引等研修修了者	400	138,000
⑤訪問介護員養成2級課程修了者	320	120,000
⑥介護職員初任者研修修了者	320	120,000
⑦訪問介護員養成1級課程終了者	95	70,000
⑧介護職員基礎研修修了者	50	50,000

ただし、受講費用は近隣養成施設の状況を鑑みて、割引することができる。

(受講申し込み手続き)

第11条 受講申し込みの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指定の申し込み用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類（資格を有する方は資格証のコピー）を添付して、期日までに提出する
- (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講予定通知書を受講者あてに通知する
- (3) 受講予定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する
- (4) 受講料の納入を確認した後、受講決定通知書と教材一式を発送する

(受講申し込み締め切り)

第12条 申し込み締め切りは開講日の2週間前とする。ただし、申し込み締め切り以降でも受講申し込み者が募集定員に達していない場合は、当法人の判断により申し込みを受け付けることができるものとする。

(受講の決定)

第13条 受講生の受け入れの方針、受け入れ方策等については下記のとおりとする。

受講決定は受講予定者が受講予定通知書を受け取った後、所定期日までに受講料を納入したものとする。

- (1) 募集は、一般募集及び当法人の職員とし、代表者の推薦を受けた者とする。
- (2) 当法人ホームページに受講生募集案内を掲載する。
- (3) 定員を超える応募があった場合は先着順とする。

(受講の手続き)

第14条 受講料は受講予定通知書が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入が確認できない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第15条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締め切り日（開講2週間前）に受講の辞退の申し出があった場合は、当法人の規定に従い返還することとする。その際の振り込み手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申し込み締め切り日まで	受講料の全額
受講申し込み締め切り以降	なし

(受講生の本人確認)

第16条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する
- (2) 受講生はスクーリング初日に身分証明にかかる書類の原本を持参する
(①～③のいずれかの書類で確認する)
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票（3ヶ月以内発行されたもの）
 - ② 運転免許証又はパスポートのいずれか1つ
 - ③ 健康保険証、年金手帳、在留カード等を提出する場合はこれらのうち2種類

*①については提出を求める。②③については提示を求め、登録番号を控える。

(研修カリキュラム)

第17条 研修を終了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表のとおりとする。

- 2 科目の免除は、別紙の学則別表1のとおりとする。

(在籍限度期間)

第18条 研修開始月より起算し、2年を超えて在学することはできない。

(欠席の取り扱い)

第19条 遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席した場合、在籍期間において、再履修（補講）を受けることができるものとする。「やむを得ず」とは次の事由をいう。

- (1) 病気や怪我（証明できる書類の提出を求めます）
- (2) 天災地変、台風
- (3) 交通機関の事故、ストライキ
- (4) その他真にやむを得ない事情

(補講について)

第20条 原則、スクーリングの欠席は認めない。ただし、やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目を出席したものとみなす。この場合の補講受講料は徴収しない。なお、個別に補講を希望する場合は、1科目当たり5,000円の別料金を徴収するものとする。

(受講資格の取り消し)

第21条 次の号に該当する者は受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了見込みがない、または本学則の目的にそぐ

わないと認める者

- (2) 受講相談、申し込み時の他、受講中においても、受講適否に関する当法人の必要な照会に対して虚偽回答や拒否をした者
- (3) 本研修あるいは当法人の名誉を毀損し、または秩序を乱した者
- (4) 故意に当法人の施設、設備を毀損した者
- (5) 講義、演習等の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行う、或いは、講師、職員等の指導者の指示に従わず、再三の当法人による勧告に対し改善が認められないと判断した者
- (6) 受講料支払い後、介護業務の遂行に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明した者
- (7) 本規定に定める書類の提出に応じなかった場合の他、その他処分を相当とする行為があり、当法人がそれを決定した者

なお、受講の取り消し事由に該当し、受講の取り消し、退講となった場合は一切の返金を行わないものとする。また、感染症やその他疾病等を有する等心身状況と照らし、受講状況に耐えることが困難と当法人が判断した場合は、その判断の為に診断書の提出を求める場合がある。

(教職員組織)

第22条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長 1名
- (2) 専任教員 1名以上
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（介護過程Ⅲ・医療的ケア以外のカリキュラム） 若干名
- (6) 事務員 若干名

(使用教材)

第23条 使用する教材は下記のとおりとする。

実務者研修テキスト 全8巻セット ㈱日本医療企画

(通信学習の実施方法)

第24条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法
受講生は当研修で提出される課題をテキストの該当ページに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送、提出しなければならない
- (2) 評価方法
各科目の提出された課題（レポート含む）を添削し、評価する
評価基準は、A：90点以上 B：80～89点 C：70～79点 D：70点未満

の4段階で、C以上の評価の受講者を合格とする。D評価の受講生については合格するまで、課題を提出する

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、当法人指定の質問用紙で郵送あるいはファックスで受付し、担当講師が回答する

(介護過程Ⅲ及び医療的ケアにおける面接授業の実施方法)

第25条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当法人の研修会場にて行う
- (2) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施期間を変更する(補講等を活用する)
- (3) 面接授業は、全日程の授業に出席することが必要であり、評価方法として、筆記試験と実技試験を実施する。遅刻、欠席は認めない。
- (4) 介護課程Ⅲは、実技試験及び筆記試験ともに70点以上を合格とする。医療的ケアは、演習で全ての項目について演習指導講師の評価結果が手順通りに実施できているとなった場合、演習の修了を認める。

(免除科目)

第26条 実務者研修認定ガイドライン「届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について」に基づき免除する。免除科目は、学則別表1の通りとする。

(課程修了の認定方法)

第27条 授業料を全額納付し、指定されたカリキュラムの全課程を履修していること。

(修了証明書等の交付)

第28条 修了を認定された者(第27条による)は、当法人において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第29条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が来訪するものとする。

(個人情報の保護)

第30条 当法人が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報保護法規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(施行細則)

第31条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成30年1月1日から施行する。